

第1章 研究の枠組み

1-1 研究の背景

明治以来約100年に渡る日本の文化財保護の取り組みは着実に経験を積み重ねてきた。しかしながら、歴史的建造物の集合体からなる歴史的地区等を核とする歴史的環境の保護においては、いわゆる風致地区や伝統的建造物群等が保護対象として見なされたが、より広域的な保護のあり方及びそれに適応する都市計画上の保護制度、計画的な保護手法が未だ定着しておらず、現在、都市計画の全体的な仕組みの中に、歴史的環境保護の理念的枠組みが未だ形成されていないのも事実であると言わざるを得ない。

一方、同じく東アジアの中国では、様々な歴史的原因によって文化財保護の取り組みは遅れたものの、1930年代から文化財保護における近代的法制度及び保護行政が開始され、現在、文化財建造物を対象とする「重点文物保護単位制度」、歴史的都市を対象とする「歴史文化名城保護制度」及び空間的な広がりをもつ歴史的地区を対象とする「歴史文化保護区制度」は、国家レベルの保護制度として、様々な問題を抱えながらも大きな役割を果たし、今日に至っている。特に歴史文化名城保護制度によって、現在までに99都市が国家級の歴史文化名城として指定され、同制度は都市における歴史的環境保護制度の中心的な存在である。歴史文化名城保護制度は文化財保護の範疇の中で位置づけられるのみならず、むしろ1つの都市計画制度として成果をあげてきている。同保護制度では、保護の原則、保護すべき対象及び保護の方法を都市計画の中に取り込むことによって、保護制度自体が都市計画制度に包括且つ担保されると共に、都市計画に歴史的環境保護という意図を与え、都市における歴史的環境保護と都市環境の向上及び都市生活の近代化という多様な動きを整合する役割をもたらしたと言える。

現在の中国では高度経済成長に伴う都市化が急速に進められ、都市計画における歴史的環境保護制度の改善・充実が一層期待されると共に、保護のあり方の新たな検討は急務と見なされている。

1-2 研究の目的

本研究は、「歴史文化名城保護制度(以下、名城保護制度)」に焦点を絞った

現代中国の歴史的環境保護における都市計画的研究である。

研究における分析の切り口に関しては、名城保護制度の全体的・概念的あり方をもたらす制度創設及び制度の枠組み形成の過程に関する整理、名城保護制度と都市計画システムとの一体性、及びその一体性に基づく保護の計画的方
法に関する分析、という2つの視点を設定する。それに基づき、本研究の目的を以下に示す。

1. 中国大陸における1949年から現在までの歴史的環境保護に関する国全体の発展経緯を社会的動向と法制度上の到達点という2つの側面から、時期区分によって整理する。

2. 上述1.の分析を踏まえ、名城保護制度創設の背景・契機を捉え、制度の枠組み形成の過程を通して、名城保護制度と都市計画システムとの一体性を解明する。

3. 歴史文化名城保護計画を軸とした都市計画における保護の方法的枠組みを分析し、課題を考察する。